

平成23年度事業計画書

自：平成23年（2011）年 4月 1日

至：平成24年（2012）年 3月31日

1 演奏家の技能及び教養向上のための研修及びその成果の発表

（1）新進演奏家育成プロジェクト

今年度より、新進演奏家育成プロジェクトと称して4つの事業を全国規模で展開する。演奏家の技能及び教養向上のための研修及びその成果の発表という目的として下記の3つのプロジェクトを実施する。

＝文化庁委託事業「平成23年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」＝

①「オーケストラ・シリーズ」の開催

「オーケストラ・シリーズ」は、地域の音楽振興と新人演奏家の発掘・紹介を目的として開催するもので、地域のプロのオーケストラと共演する機会を新進演奏家に提供するもの。出演者の選考にあたっては、協奏曲の全てのジャンルを対象として出演者を公募し、厳正な審査を経て決定する。

- ・開催地区（6地区） 札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡
- ・オーディション開催時期 10月中旬～11月下旬・予定
- ・演奏会の開催時期 2月上旬～3月中旬・予定
- ・共演するオーケストラ 札幌交響楽団
仙台フィルハーモニー管弦楽団
名古屋フィルハーモニー交響楽団
日本センチュリー交響楽団
広島交響楽団
九州交響楽団

②「リサイタル・シリーズ」の開催（年間・札幌2回、東京10回、名古屋2回、京都1回、大阪4回、福岡1回）

「リサイタル・シリーズ」は、優秀な新進演奏家を広く世に紹介することを目的とするもので、オーディションにより選抜した新進演奏家の研究成果の発表の場として、リサイタル形式による演奏会を開催する。

- ・「リサイタル・シリーズ SAPPORO」（年2回）札幌コンサートホール Kitara 小ホール
1月、3月にそれぞれ1回開催
- ・「リサイタル・シリーズ TOKYO」（年10回）東京文化会館小ホール
4、5、6、7、9、10、11、12、1、2月の各月1回開催
- ・「リサイタル・シリーズ NAGOYA」（年2回）名古屋ザ・コンサートホール
2月に2回開催
- ・「リサイタル・シリーズ KYOTO」（年1回）京都コンサートホール小ホール
2月に1回開催

- ・「リサイタル・シリーズ OSAKA」(年 4 回) 大阪いずみホール
5、6、10、11 月の各月 1 回開催
- ・「リサイタル・シリーズ FUKUOKA」(年 1 回) 福岡あいろんホール
2 月乃至 3 月で 1 回開催

③「新進芸術家海外研修員によるスペシャル・ワールド・コンサート」の開催

3 月に 1 回開催 東京文化会館小ホール

日本演奏連盟では、文化庁新進芸術家海外研修制度の推薦団体として優秀な新進演奏家を当該事業に推薦することにより、多くの若手演奏家が海外で研鑽する機会を提供してきた。当事業は今年度より開始するもので、研修制度を終えた演奏家が一堂に会し、それぞれが自己の研究の成果を披露しあい、今後の活動につなげることを目標とする。

(2)「山田康子奨励・助成コンサート」(年間 6 回)

故山田康子さん(ピアニスト)から資金の提供を受けて、昭和 63 年度(1988)から実施している助成制度。対象は会員が主催する意欲的かつ創造的な演奏会で、その演奏会に対して経済的援助を行う。これまでに 133 公演を奨励、助成している。本年度は 6 名(6 公演)を助成対象とする。

(3)「増山美知子奨励ニューアーティストシリーズ」(年間 5 回)

声楽家の増山美知子さんから資金の提供を受けて、22 年度から開始した制度。35 歳以下の優秀な若手演奏家を対象に、その公演に対して経済的援助を行う。

(4)「日本演奏連盟後援」名義の使用承認

会員が主催するリサイタル及び室内楽、又は各種演奏団体が主催する催事に「日本演奏連盟後援」の名義使用を承認、許可する。

(5)「コンサート・アシスト」事業

過去に演連コンサート等に出演した演奏家が、研鑽の場を求めて、自主的にリサイタルを開催する場合の支援体制を確立する。若い演奏家にとって、自主コンサートを開催することは、事務的に負担が大きい。当連盟では、演連コンサートなどにより蓄積したコンサート開催のノウハウをいかし、特に新進演奏家のリサイタル開催をサポートする事業を実施する。有料

2 音楽に関する指導及び啓蒙

(1) デール・クレベンジャー氏による若いホルン奏者のための公開マスタークラス

＝文化庁委託事業「平成 23 年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」＝

当連盟では、平成 16 年度から世界的な演奏家を招聘し、我が国の芸術分野の担い手に直接、指導・助言を与えてもらうために、公開マスタークラスを全国規模で実施している。23 年度は新進演奏家育成プロジェクトの一環として、シカゴ交響楽団ホルン首席奏者のデール・クレベンジャー氏を招聘して、尼崎と東京でホルン奏者のための公開マスタークラスを開催する。

- ・回数 平成 23 年 11 月下旬で 3 回
- ・地域 東京と尼崎

(2) 「2012 都民芸術フェスティバル」の主催公演

＝助成：東京都＝

「都民芸術フェスティバル」は質の高い芸術文化に触れる機会を広く都民に提供するとともに、東京における芸術文化活動の振興を図る目的で、東京都が芸術文化団体の公演に対して助成する催事で、40 有余年の歴史をもつ。毎年1月から3月までの期間、芸術各ジャンル 11 部門、約 100 公演が実施される。

このうち、当連盟はクラシック音楽部門の 17 公演を実施する。

・オペラ・シリーズ (3 団体、3 演目、7 公演)

出演団体：東京二期会、藤原歌劇団、日本オペラ協会

公演会場：東京文化会館大ホール、新国立劇場中劇場

・オーケストラ・シリーズ (8 団体、8 公演)

出演団体：NHK交響楽団、新日本フィルハーモニー交響楽団、東京交響楽団、東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団、東京都交響楽団、東京フィルハーモニー交響楽団、日本フィルハーモニー交響楽団、読売日本交響楽団

公演会場：東京文化会館大ホール、オペラシティコンサートホール

・室内楽・シリーズ (2 組、2 公演)

出演団体：小アンサンブル 2 組

公演会場：東京文化会館小ホール

(3) 「日本演奏連盟第23回クラシックフェスティバル」の開催

＝助成：芸術文化振興基金＝

＝助成：一般社団法人私的録音補償金管理協会 (s a r a h) ＝

＝助成：公益財団法人三菱UFJ信託芸術文化財団＝

＝助成：公益財団法人ロームミュージックファンデーション＝

＝助成：実演家著作隣接権センター (C P R A) ＝

協力：東京オーケストラ事業協同組合

当連盟会員の協力を得て開催する恒例の演奏会。23 年度はリスト生誕 200 年記念として、リストの生涯を前期と後期に分け、同時代に生きた巨匠たちの作品とともに紹介する。

・『フランツ・リストと同時代の巨匠たち』～フランツ・リスト生誕 200 年記念

平成 23 年 5 月 17 日 (火) 6 時 30 分開演 東京文化会館大ホール

出演：指揮／沼尻竜典

ヴァイオリン／瀬崎明日香

ピアノ／仲道郁代、清水和音、末永匡

ソプラノ／安藤赴美子 テノール／山田精一

管弦楽／フェスティバル・オーケストラ

合唱／二期会合唱団、藤原歌劇団合唱部、東響コーラス

3 国際的交流による芸術活動の提携及び促進

(1) 文化庁新進芸術家海外研修員の推薦（平成24年度対象）

文化庁では、昭和42年（1967）から芸術家を一定期間海外に派遣して研修させる制度を実施しており、これまで多くの芸術家が成果をあげてきた。当連盟は文化庁への推薦団体として、近年では約50名の演奏家の推薦を行っているが、引き続き23年度も、同制度の広報及び受付業務に広く協力する。

- ・ 対象 15歳以上18歳未満と18歳以上の2部門
- ・ 派遣内容 1年派遣、2年派遣、3年派遣、特別派遣（80日間）
（18歳未満は1年派遣）
- ・ 推薦時期 文化庁へ推薦書類提出 9月初旬
- ・ 文化庁選考 書類・電子媒体選考及び面接選考 11月～1月
- ・ 正式決定 内定（翌年2月下旬～3月上旬）を経て、翌年5月決定
- ・ 研修派遣 翌年9月以降

4 演奏家の利益擁護及び福祉厚生

(1) 文化予算拡大、芸術文化の環境整備のための活動

国及び地方自治体に対し、文化予算の一層の拡大、文化芸術振興基本法に基づく文化活動の環境整備・充実等について、関係団体と協力し活動を行なう。

協力する関係団体：芸術家会議（48の芸術創造団体で構成）、（社）日本芸能実演家団体協議会（71の芸能実演家の団体等が集い、交流、研修、著作隣接権の権利擁護、地位の向上等を目的に活動）、東京都芸術文化団体協議会（東京都芸術文化振興議員連盟と協力関係）

(2) 著作隣接権の権利擁護のための活動

芸団協・実演家著作隣接権センター（CPRA）及び演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest（MPN）を通じて分配される著作隣接権報酬の権利者個人宛の分配業務に積極的に協力し、演奏家の権利擁護に寄与する。

また、MPN内に設けたMPNクラシック委員会（日本オーケストラ連盟、日本音楽家ユニオン、日本演奏連盟）に参加し、著作隣接権クラシック部門2008年度徴収分・2009年度徴収分の報酬分配の作業に協力する。

(3) 福祉厚生に関する互助業務

国が推進する新公益法人制度のもと、平成25年11月30日までに新しい法人形態に移行申請を行わなければならないが、この新公益法人制度の枠組みの中で、当連盟の互助制度の在り方について、抜本的な対策をたてることが課題である。

(4) 芸能に従事する人の国民健康保険等の事務取り扱い

東京芸能人国民健康保険組合が管理する芸能人国民健康保険への加入取り扱いを行なう。また、当連盟と提携している東京海上日動火災保険株式会社との所得補償保険、傷害保険の事務手続を引き続き行なう。

(5) 会員のための税務相談

確定申告時期に、顧問税理士による税務相談を行い税務申告の手助けを行なう。

(6) 会員のための法律相談

会員が演奏及び演奏業務に携わる行為等により法律問題に直面した場合、その解決方法について顧問弁護士による法律相談が受けられるよう取り計らう。

5 音楽に関する調査及び内外資料の収集保存並びに機関紙、図書の刊行

(1) 機関紙・月刊「えんれん」の発行と情報誌「ぶらあぼ」の配布

B 5 判 8 頁建 3,900 部 会員及び関係団体等に配布する。

(2) 「演奏年鑑 2012 音楽資料（通巻第 38 号）」の刊行

＝文化庁委託事業「平成 23 年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」＝

B 5 判 約 590 頁 1,700 部 資料提供団体、関係機関等に配布する。

国内で様々な形態で開催されているクラシック音楽の演奏会を数値データに表し、我が国音楽界の動向を調査・研究するとともに、特に新進芸術家の活動の指針となるテーマを重点的に調査し、掲載することにより、将来の楽界を担う若い新進芸術家の育成に貢献できる資料作りを目指す。

(3) 「日本演奏連盟会員名簿」（年 1 回）の発行

B 5 判 約 130 頁 4,000 部 11 月に発行し、全会員に配布する。

(4) 世界の国際音楽コンクールの要項収集と情報提供

(5) ホームページによる情報発信

ホームページを有効に活用し、事業・催事案内、入会案内はもとより、会員との情報交換の場を積極的に設ける。

日本演奏連盟アドレス <http://www.jfm.or.jp>

6 その他、連盟の目的を達成するために必要な事業